

町内会への各種交付金について

町内会自治活動費交付金

令和8年度より町内会自治活動費交付金を見直ししました

帯広市では、町内会の負担軽減を図るため、市からの各種文書の回覧を原則廃止としたほか、広報紙の配布を市が行うこととしました。

このことに伴い、町内会自治活動費交付金の内容を見直し、「交付対象となる活動を1つ以上実施する」町内会に対して交付金を交付することに変更しました。

○交付対象の基本的な考え方

- ・ 町内会の加入・未加入に関わらず、地域の公益的な活動が対象です。
- ・ 他の交付金や補助金等を受けている活動は対象になりません。

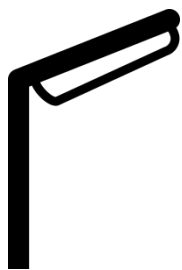
○交付額

町内会加入一世帯当たり **300円**

○交付対象となる主な活動事例（ご不明な点はお問い合わせください。）

防災活動	防災訓練の実施、防災研修会の開催、防災備蓄品の購入や管理、防災に関する啓発（チラシや掲示物の掲示など） 災害時の役割分担の整理、災害時に手助けが必要な人の把握 など
防犯活動	子どもの見守り、防犯研修会の開催、防犯灯の見回り（防犯灯の不点灯や故障の確認、市への通報など） 防犯に関する啓発（チラシや掲示物の掲示など） など
交通安全活動	交通安全教室の開催、登下校の見守りの実施 交通安全に関する啓発（チラシや掲示物の掲示） など
福祉活動	高齢者の見守り 手助けが必要な人の手伝い（ごみ捨てや除雪、清掃など） など
環境美化活動	地域の清掃活動、ごみステーションの見回り、 花壇の植栽や管理 など
その他の活動	上記以外で、地域における公益的な活動と認められるもの （例：ラジオ体操、資源集団回収など）

防犯灯維持費交付金



夜間の交通安全、防犯等のため、防犯灯の維持管理に係る経費を助成する交付金です。

※令和8年度以降も、防犯灯を維持管理している町内会が対象です。

【交付基準】

水銀灯 40Wへの交付単価を上限に電気料金の年額を下記の交付率で交付します。ただし、予算の範囲内となります。

- ①帯広市町内会連合会の防犯灯リース事業及び平成27年度以降に防犯灯設置費補助金で設置したLED防犯灯 ⇒ **60%以内**
- ②上記以外の防犯灯 ⇒ **80%以内**

チビッ子広場運営管理費交付金



市が認可するチビッ子広場を維持管理する町内会に対して、**1か所につき30,000円**を交付します。

※チビッ子広場の管理等については、みどりの課（電話 65-4186）にお問い合わせください。

【申請に必要な書類】

1 交付申請書

- ・実施予定の交付対象活動に、1つ以上チェックをしてください。
（複数の活動をチェックしても交付金額は同じです。）

2 請求書 〈要押印〉

- ・2カ所に代表者印を押印してください。
- ・受取方法（窓口払い・口座振替）のどちらかを選択してください。

3 令和8年総会議案書等 〈未提出の町内会のみ〉

- ・町内会の総会議案書など、活動計画が分かる資料を提出してください。
ただし、役員届の提出時に既に提出されている場合は必要ありません。
※活動計画が分かる資料を作成していない場合は、ご相談ください。

4 委任状 〈必要な町内会のみ〉

- ・窓口払いで、受取人が代表者以外の場合
- ・口座振替で、口座名義人が町内会ではない場合（〇〇町内会 会計 △△ は不要）

提出期限は
5月29日（金）

【問い合わせ】

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課

電話：65-4130 FAX：23-0156

e-mail：active@city.obihiro.hokkaido.jp

担当：森下、鎌田